

別表六（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第69条第2項、第3項若しくは第13項《外国税額の控除》、法第81条の15第2項、第3項若しくは第8項《連結事業年度における外国税額の控除》又は第144条の2第2項、第3項若しくは第8項《外国法人に係る外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「法人税1」は、100円未満の金額を切り捨てないで記載します。
- 3 「道府県民税3」は、次により記載します。
 - (1) 地方税法施行令第9条の7第7項本文《道府県民税の控除限度額》の規定の適用を受ける事業年度又は連結事業年度にあっては、「(1)×3.2%」により計算した金額を記載します。
 - (2) 地方税法施行令第9条の7第7項ただし書の規定の適用を受ける事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表一の「28の④」の金額を記載します。
- 4 「市町村民税4」は、次により記載します。
 - (1) 地方税法施行令第48条の13第8項本文《市町村民税の控除限度額》（同令第57条の2《法人の市町村民税に関する規定の都への準用等》）において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける事業年度又は連結事業年度にあっては、「(1)×9.7%」により計算した金額を記載します。
 - (2) 地方税法施行令第48条の13第8項ただし書の規定の適用を受ける事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表一の「28の⑤」の金額を記載します。
- 5 「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額6」の金額が「控除限度額等」の「計5」の金額に満たないときは、右側の「控除余裕額又は個別控除余裕額」の各欄に記載し、「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額6」の金額が「控除限度額等」の「計5」の金額を超えるときは、その超える金額を右側の「控除限度超過額又は個別控除限度超過額11」に記載します。
- 6 「前期繰越額又は当期発生額①」は、次により記載します。
 - (1) 当該法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）とする適格合併等（適格合併、適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）が行われた場合において法第69条第10項（法第144条の2第6項において準用する場合を含みます。以下同じ。）又は第81条の15第5項の規定の適用があるときのその法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表二「11」の金額を記載します。
 - (2) 当該法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）が行われた場合において法第69条第12項（法第144条の2第7項において準用する場合を含みます。以下同じ。）又は第81条の15第7項の規定の適用があるときのその法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表三「5」の金額を記載します。
- 7 「前期繰越額又は当期発生額④」は、次により記載します。
 - (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において法第69条第10項又は第81条の15第5項の規定の適用があるときのその法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表二「14」の金額を記載します。
 - (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において法第69条第12項又は第81条の15第7項の規定の適用があるときのその法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表三「10」の金額を記載します。
- 8 「当期使用額⑤」の各欄の外書のうち「12」から「33」までは減額された外国法人税額の充当額を、「当期分」は翌期へ繰り越す未充当額を記載します。